

令和2年5月26日
(令和5年3月3日修正)

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部

イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について

イベント・会議等（以下「イベント等」）については、国が定める基本的対処方針に基づくイベント等の開催制限及び鳥取県新型コロナウイルス感染予防に係るイベント開催申出制度によるものとする。

1. 国のイベント等の開催制限

区域	内容
緊急事態措置区域	<ul style="list-style-type: none">・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 10,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表すること
重点措置区域	<ul style="list-style-type: none">・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%とすることを基本とする。・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%とすることを基本とする。・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を 100%とすることを基本とする。この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表すること。

イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。

2. 鳥取県新型コロナウイルス感染予防に係るイベント開催申出制度

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、開催2週間前までに「感染防止安全計画」の提出をすること。

なお、感染防止安全計画を策定しないすべてのイベントについては、「感染防止策チェックリスト」を作成し、イベント主催者等のwebページ等に掲載・公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

3. イベント開催等における必要な感染防止策

項目	感染防止策の概要
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
①飛沫感染対策	参加者間の適切な距離の確保 等
②エアロゾル感染対策	機械換気による常時換気又は窓開け換気 等
③接触感染対策	こまめな手洗・手指消毒、会場の消毒 等
(2) その他の感染対策	
④飲食時の感染対策	(1)と併せて、食事中以外のマスク着用 等
⑤イベント前の感染対策	発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑥出演者やスタッフの感染対策	出演者やスタッフによる健康管理や必要に応じた検査等の実施、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策(舞台と客席との適切な距離の確保など)

※上記に加え、自治体からの要請や事業継続のための鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(ガイドライン)を遵守すること。

4. 適用期間

この考え方は令和5年3月13日から適用する。ただし、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、見直す場合がある。